

【商品概要説明書】

(令和6年9月2日現在)

商品名	・自動解約付定期積金
ご利用いただける方	・個人・法人
期間	・1年、2年、3年、4年、5年
受入形態	・通帳式
掛込方法	・払込日を定め、ご指定の預金から口座振替による掛込みとします。
掛込金額	・1,000円以上
預入単位	・1,000円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払指定口座に入金します。
適用金利	・1年～2年：年0.20% ・3年～5年：年0.30%
給付補填金の支払方法	・給付補填金は満期日以後に一括して支払指定口座に入金します。
計算方法	・給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	・お受取の利息には20.315%（国税15.315%復興特別所得税含、地方税5%）の税金がかかります。なお、マル優の利用はできません。 ・法人は総合課税となります。
満期時の取扱い	・当金庫所定の払戻請求書に届出の印章による記名押印することなく、支払指定口座に掛金残高相当額及び利息相当額全てを自動入金します。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫がやむを得ないと認め、満期日前に解約する場合は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、通帳とともに当店に提出してください。 ・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います <ul style="list-style-type: none"> ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%（ただし、解約日における普通預金利率を下限とする）
苦情処理措置 ・ 紛争解決措置	<p>(1)苦情処理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本商品の苦情等は、当金庫の営業店またはコンプライアンス室（月～金【祝日、12月31日～1月3日を除く】9時～17時30分、電話：0895-23-7000）にお申し出ください。 ②当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫協会が運営する全国しんきん相談所（月～金【祝日、12月31日～1月3日を除く】9時～17時、電話：03-3517-5825）でもお申し出を受け付けています。 <p>(2)紛争解決措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①愛媛弁護士会紛争解決センター(電話：089-941-6279)で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記コンプライアンス室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

	<p>②東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 この場合、自動解約入金の取扱いはできませんので、別途解約手続きが必要となります。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険の対象であり、預金保険制度の範囲内で保護されます。